

# 旧サンプラザビル北側自転車駐車場管理要綱

苫小牧市総合政策部まちづくり推進室

まちづくり推進課



# 旧サンプラザビル北側自転車駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する「旧サンプラザビル北側自転車駐車場（苫小牧市表町6丁目2番）」（以下「駐車場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用者の遵守事項)

第2条 駐車場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場に自転車以外のものを置かないこと。
- (2) 24時間を超えて継続して自転車を駐車しないこと。
- (3) 他の自転車が駐車の際に支障となる方法で自転車を駐車しないこと。
- (4) 駐車場の設備及び他の自転車を汚損し、又は滅失させる行為をしないこと。
- (5) 前各号のほか、市長が駐車場の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(営業行為等の禁止)

第3条 駐車場においては、広告宣伝、物品販売その他これらに類する行為を行ってはならない。ただし、市長が特に認めた場合はこのかぎりではない。

(退去命令等)

第4条 市長は、前条の規定に違反する者に対して、その違反行為の中止又は駐車場からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第5条 駐車場の設備を汚損し、又は滅失した者は、市長の命ずるところにより自己の責任でこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(責任)

第6条 駐車場における自転車の接触、盗難等による損害については、市は一切その責任を負わない。

(長期駐車自転車に対する措置)

第7条 市長は、駐車場内に相当の期間にわたり継続して駐車している自転車（以下「長期駐車自転車」という。）を当該自転車の所有者又は利用者（以下「所有者等」という。）に引き取らせるために必要な措置を講ずるものとする。

(移動、保管)

第8条 市長は、前条の必要な措置を講じてもなお、所有者等が引き取らない長期駐車自転車があるときは、あらかじめ市長が定めた場所に移動、保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により自転車を保管した時は、その旨を告示するとともに、当該自転車の所有者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

(処分)

第9条 市長は、前条第1項により保管した自転車につき所有者が、別に定める期間内に

当該自転車を引き取らないときは、これを処分することができる。

(管理の委託)

第 10 条 市長は、管理上必要があると認めるときは、駐車場の管理を公共的団体に委託することができる。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 2 2 日から施行する。

# 旧サンプラザビル北側自転車駐車場管理実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旧サンプラザビル北側自転車駐車場管理要綱（以下「要綱」という。）に基づく実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相当の期間)

第2条 要綱第7条に規定する相当の期間は、30日間とする。

(所有者等調査)

第3条 市長は、前条の期間を超えて長期駐車自転車を確認するため、必要に応じ駐車場内に駐車している自転車に所有者等調査票（以下「調査票」という。別記第1号様式）を取り付けるものとする。

(警告票)

第4条 市長は、前条の規定により自転車に調査票を取り付けた日から30日を経過した日以後において調査票が取り外されていない自転車があるときは、当該自転車に警告票（別記第2号様式）を取り付けるものとする。

(移動、保管)

第5条 市長は、前条の規定により警告票を取り付けた日から15日を経過した日以後において警告票が取り外されていない自転車があるときは、当該自転車を移動し、保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により自転車を移動する場合において当該自転車が鎖等により固定されている場合で、必要があると認めたときはこれを切断することができる。

(保管台帳の整備等)

第6条 市長は、要綱第8条第1項の規定により自転車を保管したときは、自転車保管台帳（別記第3号様式）に必要事項を記載するとともに、当該自転車に移動自転車整理票（別記第4号様式）を取り付けるものとする。

(保管の告示)

第7条 市長は、自転車を移動し、保管したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 自転車を移動し、保管した日
- (2) 保管期間
- (3) 返還を受ける方法
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(自転車の返還)

第8条 保管した自転車の所有者等は、当該自転車の返還を受けようとするときは、自転車返還申請書兼受領書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(保管期間)

第9条 要綱第9条で定める期間は、第7条の規定による告示の日から起算して3箇月とする。

(処分)

第10条 要綱第9条の規定により自転車を処分するときは、本市が所有する物品として処分するものとする。

(委任)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、令和2年7月22日から施行する。